

令和 2 年 1 2 月 定例会 一般質問

通告 2

質問 自治基本条例の強化について

答弁 自治推進会議に諮問してまいります

1 8 番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18 番、松村康弘でございます。中標津町自治基本条例の強化について質問させていただきます。

平成 24 年に施行された自治基本条例には全国的にも珍しい町内会に関する記述がございます。

しかしながらこの条項は、「町内会とは居住する地域の地縁による団体を言います」とされ、それと並立する形で町民活動団体について「主体性をもって組織される社会貢献活動により、公益の増進に寄与する団体をいう」と記述され、この二つは一括りの役割を果たす旨の記述になっています。そして参加の促進や相互の連携、行政との協働、協議、提案について記述されています。これらの条項は町内会活動を活性化させえたのでしょうか？



深く現実を直視するならば、条例制定以来のこの 10 年間の間に、町内会の組織率は刻々低下し、今や過半数を割る状態に至っていることを認めなければなりません。これは原因がさまざまにあるにしても、この中標津町自治基本条例における町内会条項が効果を発揮していないことにもなるのではないのでしょうか？

自助・共助・公助と申しますが、自助では及ばなく共助を発動したり、公助の出動を要請するに当たり、町内会はその合意形成の過程と行政に要請をするに当たり、明らかに他の町民活動団体と違う権能を有しています。いわゆる共助の主体として、地域コミュニティにおける自治の最小基本単位としての存在であり、これについて他の町民活動団体とは明らかに一線を画しているのであります。

それゆえ、町内会長は他の活動団体の長とは違う権能を有しており、会員過半数の意思を代弁する責任があります。そして、自治の最小基本単位としての組織であるがゆえに、住民自治を実現しようとする町民は、まず町内会に参加して地域コミュニティの充実に汗を流すことは必然なのだという結論に至ります。

私は自分の所属する町内会において 28 年間副会長を務め、4 人の会長に仕えてまいりました。私の町内会には 4 階建ての団地があり、その中にニオイヒバの一系列の植栽がなされておりまして、「それが成長して日中室内が暗くてどうにもならない。」「役場に言っても何もしてくれない。」との住民要望に接したことがございます。行政としては、以前に丸山公園の築堤かさ上げに際し、樹木の伐採で町民の激しい非難を受けたこともあり、木を切ることにとても慎重になっているんだろうなと思い、町内会長名で関係する班の皆さんに、「ニオイヒバが成長し日影のせいで団地の一部の居住者が困っています。ついては町内会の責任で適当に間引きをしたいと考えますが、ご異議のある方はいらっしゃいますか」と回覧版を回し合意形成を図った上で、行政の了承を得て除伐を実施したことがございます。近隣のことで自助では及ばず個人で役場の要請にしても、おいそれとは実現されず、地域の合意形成に町内会が役割を果たした例だと考えます。

このような権能を果たす町内会は、有事、非常時、災害時において、行政との連絡が途絶えている際の意味決定においても、非常に重要な役割を果たすのであり、この際、自治基本条例に町内会の位置づけや会長の権限を記述して、町民に町内会と他の任意団体とも差異を明らかにし、よって町内会活動の強化を図ることで、会員数の回復を図るべきと考えますが、いかがなものでございましょうか？

次に、この条例は町の最高規範条例としての理想が高く掲げられております。一方で、第 7 条、町民参加の機会の確保の記述は、主権者である町民が行政との関わりの中で、意見陳述の権利があることを明記しておりますが、条例制定や政策実施に係る過程で、特に第 7 条、町民に義務を課し、または町民の権利を制限する内容の条例を制定、改正および廃止しようとするとき、2 項、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定しようとするとき、3 項、広く町民が利用する公共施設の管理運営方法を決定するとき、これらの項で町民からの御批判をいただいているような場合、そのことが配慮されなかった場合の対応や処理に係る記述はございません。町民が行政や議会に向き合うときに、この条例を根拠とする場合があるのですから、第 6 条個人情報の保護のように、対応を別の条例で定めることが記述されているのと同様な視点で一章を加えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか？よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の自治基本条例の強化について御答弁申し上げます

平成 24 年 4 月に施行されました「中標津町自治基本条例」につきましては、御承知

のことに存じますけれども、町民の意思が反映されていることや、町の状況に適したものとするため、行政主導ではなく主権者である町民を主体として自治に必要なルールは何か、どのような形式が良いのかを検討し、町民・議会・行政が一体となり制定したものであり、当町の自治の実現に関する最高規範として位置づけられております。

これまでの間、本条例第 37 条において施行の日から起算して 5 年を超えない期間ごとに行うと規定されております「条例の見直し」について、条例第 38 条の規定により、この条例を守り育て、実効性を高めるために私の附属機関として設置しております「自治推進会議」に、平成 28 年 10 月に諮問し検討していただいた結果、自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」の推進、本条例を多くの町民に浸透させる取り組みが課題であるとの意見が付された上で、本条例の制定にあたっては約 2 年半という長期間の議論を重ね決定した条文であること、及び条例施行以降において社会経済情勢の大きな変化や上位法の改正等によって影響を受ける条項がないことから、特に修正、変更の必要は無いという結論で答申をいただいたところでございます。

現在、前回の諮問・答申から、来年度、令和 3 年度で 5 年を迎えることとなるため、「自治推進会議」において、「条例の見直し」の進め方の検討を行っており、町内会関係者、議会議員及び行政担当者とそれぞれ直接対話を行うなど現状を把握した上、条文に見直す点がないかなどの検討を進める準備を開始したとの報告を受けております。

いずれにしましても、本条例の見直しにつきましては、制定の際に重要視しておりますとおり、行政主導ではなく町民の意思が反映されるものではなくてはならないと考えております。

なお、時期が参りましたら「条例の見直し」について、私から「自治推進会議」に諮問させていただきまして、改めて町民・議会・行政が一体となり議論を行った結果の答申に基づき手続を進めることとなりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【質問：松村 康弘 議員】

18 番、松村でございます。ただいま町長から御答弁をいただきました。町内会に関わる部分については、中標津町自治推進会議の構成メンバーの中に町内会関連の方がいらっしゃるでしょうから、一つの問題提起とさせていただければそれで良いと考えます。

一方で、町民の意思が反映されていると町長も今回 2 回おっしゃいました。私もこのたびこの質問を準備するに当たり条例を通読いたしましたけれども、その時に頭に浮かんだのが、知床ナンバーの件でございます。これが住民の生活に大きく影響を与えてい

るとは思いませんけれども、今般のまちづくりを考える懇談会、令和2年度分、その1ページに知床ナンバー導入の際になぜ住民投票を行わなかったのかという住民からの質問がございました。議員控室の上にこれが置いてありまして、このことを読みますと、既に4月から知床ナンバーは実施され、それなりに町民にも好感をもって迎えられていますし、このコロナ禍の中にあって知床ナンバーが、さん然と輝いているとも考えております。私たちの意思決定は間違っていなかったとは思いますが、住民の方でなぜ住民投票を行わなかったのか。この問いかけはなかなか重いものがあります。この時点ですから。もしこれが自治基本条例の精神に反しているのではないかというふうに質問されたとすれば、もっと重い問いかけではなかったのかとも考えるわけです。ぜひ町長におかれましては、次の自治推進会議に諮問するに当たり、この辺の問題点についてよくよくご勘案の上、諮問されるようにと考えますが、いかがでございますか？

【答弁：町長】

松村議員の再質問にお答えいたします。

知床ナンバーの関係でございますけども、もちろん町の方でも周知をするために広報誌でありますとか、議会の議員の皆様にもお知らせしました。その他にも周知をしたところでございますけども、概ね良好というようなイメージで我々は受け取ってございました。当然、反対する方も、それは当然いらっしゃるのはもちろんわかっておりますし、そういった御意見があったのはわかっておりますけども、それがさほど多くはなかったというのもありまして、そのまま知床ナンバーというふうに参加したわけでございますし、また1町だけでももちろんやるわけではございませんし、地域の全体、特に振興局をまたぐという非常に大きな命題を持っておりましたので、こういった部分では、いろんな部分で地域を盛り上げるというのは必要だと思って判断をさせていただいたところでございます。

なお、自治基本条例の中での条項文に反するのではないかという意見でございますけども、そのところはもちろん、今後も慎重に判断をしながらですね、対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。